

社会福祉法人社会福祉法人やまゆり福祉会 労働衛生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）安全衛生管理規程第6条に基づき、労働衛生委員会(以下「委員会」という。)の構成・運営・調査審議事項などを定め、衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、法人に対して必要な意見を提出するものとする。

- (1)職員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
- (2)労働災害の原因及び再発防止対策に関することで安全、衛生に係るものに関すること。
- (3)職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (4)衛生管理に関する規程の作成に関すること。
- (5)衛生管理に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6)衛生管理教育の実施計画の作成に関すること。
- (7)有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8)作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (9)定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (10)長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (11)職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (12)労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険の防止に関すること。
- (13)その他衛生管理に必要と認められる重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1)衛生管理者
 - (2)産業医
 - (3)安全及び衛生に関する経験を有する者の中から法人が指名した者
- 2 委員長は、統括事業場管理者とする。
 - 3 副委員長は、統括事業場管理者を補佐する職にある者とする。
 - 4 法人は、委員長以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

(任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を努め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員員に支障あるときはこれを代行する。

3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や衛生管理に関する事項に留意し、衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が退職等により欠員が生じた場合は、速やかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

(1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。

(2) その他委員長が必要と認めるとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

附 則

この規程は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。